

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋放射線モニタの設置場所変更）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年8月23日 13時30分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
小野安全審査官※、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他7名

東海第二発電所 保守室 保守総括Gr L、他1名※

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

#### 6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料（改5）
- （2）東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁ウエダです。それでは時間になりましたので、本日のヒアリングを始めたいと思います。今日は、
0:00:09	東海第 2 発電所の設計及び工事計画変更認可申請についてです。事業者から説明をお願いします。
0:00:22	はい、原電の小林でございます。
0:00:24	今まで何回かヒアリングさせていただいて、それをもとに、資料の構成、あとは変更の理由等を再整理をした結果で今日またご説明をさせていただきたいと考えております。よろしゅうお願いします。
0:00:38	説明は鎌田の方からいたします。
0:00:42	検定の川又です。資料の方ですけれども、
0:00:48	ええ。
0:00:52	補足 4、原子炉棟換気系改造工事の概要についての改定後となります。資料の方ですけれども、まず、
0:01:02	1 ページの方補足 4 の表紙になっておりまして東海第 2 発電所原子炉棟換気系改造工事の概要についてという内容になります。
0:01:10	2 ページ目ですけれども、こちら、
0:01:13	の方を今回、
0:01:15	申請の方、変更等を変えましたので、まずこちらの説明をさせていただきたいと思います。
0:01:22	原子炉棟換気系改造工事の概要についてということになりましてまず(1)としまして、二次格納施設バウンダリの機能の信頼性向上の観点から、原子炉棟換気系、
0:01:34	給排気ラインを 1 系統とします
0:01:37	1、一つ目としまして給排気ラインは、ニーズ二次格納施設を貫通しており、バウンダリ機能の確保の観点では、隔離弁の確実な閉止が必要であること。二つ目としまして、
0:01:49	現在給排気ラインは、2 系統のうち 1 系統のみ運用していますが、1 系統を閉鎖することにより、バウンダリ機能のより高い信頼性を確保することができるため、
0:02:00	給排気ラインを 1 系統とします
0:02:02	3、右下の 539 ページになるんですけどもこちらに、
0:02:08	現在の
0:02:09	二次格納施設バウンダリーの、図示をした図を示しております。こちらですけれども

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	原子炉建屋原子炉棟の府中を赤く、
0:02:19	囲っている箇所が、二次格納施設のバウンダリとなっておりまして、廃棄かけ永久隔離弁及び排気隔離弁の方、
0:02:27	のところが一部、
0:02:29	はみ出て、
0:02:30	二次格納施設のバウンダリを形成してるような形になりまして、
0:02:34	右下 540 ページになるんですけども、
0:02:37	図 2-1 としまして二次格納施設のバウンダリの変更イメージを表しておりまして、今回ですね、給排気ラインを 1 系統とするということで、
0:02:47	吸気ラインB系と、
0:02:50	廃棄のA系ですね、こちらを取っ払うことによって、撤去することによりまして、
0:02:57	原子炉建屋原子炉棟の壁で、バウンダリを形成するという、
0:03:02	ような変内容になります。右側の図 2-2 ですけどもこちらが、二次格納施設のバウンダリーの永久隔離弁A系の、こちらについては変更がないような拡大図となっております。
0:03:14	右下 541 ページになるんですけども、
0:03:19	こちらが永久隔離弁B系の断面図になりまして、左側が現状を表しておりまして、右側が変更後となります。
0:03:28	左側の隔離弁を撤去することによりましてダクトの閉止措置と、あと貫通していた箇所については、既設の
0:03:38	原子炉建屋原子炉棟と同じように貫通部の閉止措置を行うような形になります。
0:03:44	左下 542 ページになるんですけども、こちら図 2-4、二次格納施設バウンダリ吸排気隔離弁、A系B系の平面図を表しておりまして、
0:03:55	こちらについてもですね左側が現状を表しておりまして右側が変更後としまして、
0:04:02	排気隔離弁、A系を撤去することによりまして、二次格納施設の案なりを、原子炉建屋原子炉棟の壁に変更するような図を表しております。
0:04:16	2 ペええ。
0:04:17	右下 538 ページに戻っていただきまして、
0:04:21	次に(2)としまして、1 系統化する排気ラインは、次の理由から、A系の運用を停止し、B系を運用します。これに伴いまして、原子炉建屋関係、
0:04:32	ダクト放射線モニター検出器をA系からB系移設します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:36	一つ目としまして排気ラインの外部上保護対策等を行う際ですね、A系は、下層階を含めた補強等が必要となりまして隔離弁の一時撤去が必要になります。
0:04:46	B系はですね、頑健性を有する原子炉建屋附属存上部に位置するため、下層階の補強は不要となりまして、隔離弁の一時撤去は不要となることと、
0:04:56	排気ラインB系はですね燃料取替専用関係の排気ラインであるものの、
0:05:01	A系のダクトと接続することでB系による、
0:05:05	通常関係の排気ラインとして使用できることから、供用停止し、予備意見を運用するという流れをとりました。
0:05:13	次に(3)ですけれども、こちら吸気ラインの説明になりまして、
0:05:18	1 系統化する。
0:05:19	吸気ラインは、次の理由から、A系を運用しB系の運用を停止することとします。一つ目としまして、A系は、
0:05:28	通常関係として運用しており、現状設備をそのまま使用することができることと、B系を運用する場合にはですね、
0:05:35	原子炉建屋の
0:05:37	各階への救急を可能とするために、通常関係として運用するために、ダクトの追設が必要となりますので、
0:05:45	吸気ラインにつきましては、A系を運用しB系の運用を停止することとしました。こちらの、
0:05:52	図ですけれども、図 3-1 と 3-2 に改造後のイメージを、
0:05:58	表しておりましてこちらにつきましては前回、ご説明している内容から、
0:06:04	改造イメージについては変更はございません。図の 3-2 につきましても、
0:06:09	こちらの、
0:06:11	原子炉と関係の改造後の図を表しております。
0:06:15	で、図 3-3 につきましても、
0:06:18	原子炉棟換気系の全体系統を表しておりまして、
0:06:22	こちらも前回ご説明した通りの内容になっております。
0:06:33	右下 538 ページに戻っていただきまして、続きまして(4)になりまして、
0:06:38	次の観点から先ほど、上記の改造、休憩給排気ラインの 1 系統化及びダクトの接続、並びに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:47	原子炉建屋換気系ダクト放射線モニター検出器の移設を行うことにより、安全上と、問題となることはないとしまして、一つ目としまして、
0:06:57	改造を行う範囲のですね設備が持つ安全機能は、改造後も維持されることについて別紙 1 にまとめております。
0:07:04	二つ目としまして、
0:07:06	他プラントの吸排気ライン 1 系統であるとともにおいとも、等においてもですね 1 系統のみ使用しているため、
0:07:13	問題と。
0:07:14	なることはないとしております。別紙 1 に行きまして、
0:07:25	右下の 546 ページになるんですけども、別紙 1 としまして、改造工事に伴う安全機能への影響についてということ。
0:07:33	をまとめておりまして、1 ポツとしまして、
0:07:37	原子炉と関係改造工事の内容としまして排気ラインについては排気隔離弁の撤去、モニター検出器の移設、A系及び池野ダクト接続。
0:07:47	休憩につきましては、
0:07:48	B系過給機隔離弁の撤去としております。で、2 ポツにつきまして原子炉棟換気系改造に伴う
0:07:55	安全機能の、
0:07:57	への影響についてということで、こちらについては、
0:08:01	前回ご説明してございまして減少と関係。
0:08:04	改造に伴う各設備が持つ安全機能についてということで、
0:08:08	(1)として、
0:08:10	原子炉棟換気系、吸排気隔離弁及びダクトと、(2)としまして、原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニター検出器の機能をそれぞれ
0:08:20	抽出しております。
0:08:23	右下 547 ページですけども、こちら、改造対象設備のですね安全機能を抽出した表になってございまして、それぞれ持つ機能と役割を記載しております。
0:08:36	右下 548 ページですけども、こちらにつきまして表 2 としまして、改造後の安全機能への影響の整理としまして、改造後においてもですね、
0:08:48	各々が持つ機能について、影響はないということで記載をしております。
0:08:58	あと右下 549 と 500、50 ページ、551 ページ。
0:09:04	552 ページにつきましては、
0:09:07	前回ご説明している内容から、変更、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:11	した箇所は、特にございません。
0:09:20	右下 538 ページに戻っていただきまして、
0:09:27	次にですね、(5)としまして上記改造に対してですね設置許可基準規則等の各条への適合性と、既許可の適用方針を踏まえたものであること、及び、適合していることを確認しております。こちらについては、
0:09:42	別添資料にまとめておりましたこちらについては、今後のヒアリングの中でご説明させていただきたいと考えております。
0:09:48	(6)としまして、
0:09:50	設置変更許可申請の要否について確認し、不要と判断しております。
0:09:55	また(7)としまして、上記改善かかる設備は保安規定上の要求がなされる設備を含むため保安規定への影響についても確認し、保安規定の変更が不要であり、本規定を遵守する。
0:10:07	遵守する上での問題が生じないことを確認しております。こちら別紙 3 にまとめております。まず(6)の
0:10:14	設置変更許可申請要否について、別紙 22 にまとめておりますので、
0:10:22	右下、553 ページになります。
0:10:26	こちらですけれども、前回ご説明した内容から一部修正をしておりますまず、553 ページですけれども、
0:10:35	(1)に関しましては、
0:10:39	(1)は、原子炉設置許可申請書の本文記載事項を参考資料 1 にまとめております。(2)としまして、参考資料 1 の
0:10:48	ページ 9 の通りですね本文 5 号において原子炉棟換気系は、送風機及び排風機により、
0:10:54	発電所通常運転中、原子炉建屋原子炉棟内の換気を行うものであり、今回の原子炉棟換気系の改造は、
0:11:01	常用換気系の設計を一部見直すものでありますが、送風機と排風機による換気を行う設計に変更はなく、本文 5 に記載されている。
0:11:10	基本設計方針を変更するものではないこと、(3)としまして、
0:11:15	このほかですね今回の設備改造は、原子炉建屋ガス処理系や、安全保護系に係る関わるものでありますが、
0:11:22	参考資料 1 に示す、本文 5 号の基本的設計方針を変更するものではないということと、(4)としまして、
0:11:30	参考資料 1 に示す、本文 10 号では、設計基準事故の
0:11:34	環境への放射性物質の異常の放出の解析条件や、重大事故において今回の設備改造が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:40	関連する原子炉建屋ガス処理系等の記載がありますが、原子炉建屋ガス処理系の起動条件の変更等を伴うものではなく、
0:11:48	本文 15 の記載事項を変更するものではありません。設計基準事故の被ばく評価への影響の表、詳細については、参考資料 2 に示しております。示しております。
0:11:59	(5)としまして、
0:12:01	以上のことからですね本文 5 号及び 10 号の変更は不要であり、設置変更許可は不要であると考えております。
0:12:07	次に(6)ですけども、今回こちら、参考資料 3 としまして添付書類 8 の方をまとめさせていただいております。参考資料 3 に示します。
0:12:17	添付書類 8 において原子炉とか危険設計として、以下の記載がなされており、2 系統 1 系統にすることにより、添付書類 8 の
0:12:26	記載事項に変更が生じますしかしながら、設置許可基準規則等への適合性に影響を与えることはないとしましてこちら別添資料にまとめてます。こちらは、
0:12:35	別途ご説明させていただきたいと思います。
0:12:38	添付書類 8 の記載の抜粋につきましては、
0:12:42	燃料交換作業時には、予備ファン 1 台起動させ、原子炉建屋運転改造、換気風量の増大を行うことができる、二つ目としまして環境の原子炉建屋入口及び、
0:12:52	出口ダクトはそれぞれ 2 系統を有し、それぞれにこの空気作動の隔離弁があると記載があります。上記 2 系統の設計は、
0:13:00	安全上の観点ではなく、運用性向上の観点から行ったものであり、東海第 2 発電所の実運用としては 1 系統のみ使用しており、1 系統の設計にしても、運用上の問題が生じることはない。
0:13:11	としております。なお、2 系統の設計は東海第 2 発電所特有のものであり、他プラントにおいても採用されておりません。これについては前回もご説明させていただいている内容となります。
0:13:21	(7)としまして所上記(6)に記した内容を踏まえた添付書類 8 の記載の変更については、今後、関連する設備の変更等による設置変更許可申請を行う際に行うこととすまして変更箇所についてですね、
0:13:35	図 5 の方にまとめておまして 554 ページに記載させていただきまして、
0:13:41	こちらですね前回のコメント、
0:13:43	一部反映しております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:47	変更する箇所等わかるように、記載の方をしております。まず変更前としまして、
0:13:52	左側の
0:13:54	方、
0:13:55	ですけれども、赤字で、なお、燃料交換作業時にはと記載があるところと、
0:14:00	環境の原子炉建屋入口及び出口ダクトは、それぞれ 2 系統を有しというところを、変更後とし、し変更後はですね。
0:14:09	(1)燃料取替専用管球規格の上を停止するため、記載を削除することと、
0:14:17	今回増により、入口及び出口ダクト 1 系統を撤去するためそれぞれ 2 系統融資を削除するような変更とさせていただきます。下の図ですけれども、本改造により、入口及び出口の隔離弁 1 系統を撤去するため、改造後の系統構成に合わせて、
0:14:32	系統概要図を見直すこととします。あと、またですね 100%容量の考え方についてですけれども、
0:14:39	原子炉建屋内の環境は、建屋内の空間容量に対して必要な換気量が求められており、それを満足する換気量を 100%容量としております。1 台は予備の用意はですね、
0:14:50	燃料交換作業時の、
0:14:52	換気量増大を目的と、各目的としたものではなく常用設備の多重化を目的としたものであります。
0:15:03	左下 555 ページ、別紙 3 としまして保安規定の影響についてこちらについては、前回ご説明している内容から変更はございません。
0:15:14	左下、558 ページにですね今回の読みかえ対象についてということで、本審査資料において設置変更許可申請書の用語を用いている場合、以下の通り、設計及び
0:15:25	工事計画認可申請書のよ用語に読みかえることとしまして、設置変更許可申請書では、原子炉建屋常用換気系、
0:15:33	あと、原子炉建屋換気系隔離弁と、原子炉建屋換気系排気モニター、
0:15:39	と記載がありますが、本審査資料の中ではですね、原子炉と換気系としましてと、原子炉棟換気系隔離弁、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターと読みかえ
0:15:50	を行うこととしております。
0:15:53	説明は以上となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:01	それでは、質疑に移りたいと思います。規制庁側から何かありますでしょうか。
0:16:10	原子炉規制庁の宮本です。まず 2 ページ目の方で確認です中身は大體理解はしてるんですけど
0:16:17	これまでの説明内容から、多分変更を今後していくという考え方だと思うので、その
0:16:25	これまで示したのから、何を変更したのかがちょっとよくわからない状況に今なっていると。
0:16:31	ていうのはもともとの目的というのが、SFPのSE対策に伴うものだったのが、そうではなくて、
0:16:42	要は工期の話であったり作業性、作業の安全性の話になっていたんですけど、
0:16:50	結局今、今の最終的なその落としどころとか最終的な今の事業者の整理としては、
0:16:57	技術的な
0:16:58	ここで言ってる(1)が大きな目的として、やっていきたいということであれば、その前後関係がわかるように、ちょっと整理していただかないと我々もその
0:17:11	資料見るたびに中身が変わってしまうと、この前に指摘してた内容がどうなったのかっていうのがさ、わからなくなってしまうのでそこはちょっと整理までしてください。
0:17:21	で、ちょっと私の認識で合ってるんでしょうか今、
0:17:24	要は申請理由を大きく変更するというかちょっと整理し直しているというところなんでしょうか。
0:17:31	現在のスズキですすいませんこちらからの説明がですね不足しておりますまして申し訳ございませんでした。深山さんのおっしゃる通りでして、今回は工期であるとかですねそういった安全とは全然無関係なところの説明からですね、
0:17:45	やはり技術的な安全上の観点から、理由を作ったということで(1)の方を記載させていただいております。先ほどご指摘があったなぜ変わったかに関わったことのですね
0:17:58	理由みたいなものはわかるような比較のような資料について別途お示したいと思います。以上です。
0:18:04	はい、わかりました。そこをまず示してください。その上でちょっと中身入っていくとですね、括弧 2 のところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:12	考え方でまず、
0:18:15	下層階への補強は不要でありってところはこれ、
0:18:23	金。
0:18:25	ちょっと確認したかったの補強の範囲ってというのがそもそももう、
0:18:29	目的が、
0:18:31	この外部事象防護対策を行うためだけの補強なのか耐震性の補強なのか。
0:18:39	ここで不要って言ってるのは、何を不要と言ってるのかちょっとわからないんでちょっと教えていただけますか。
0:18:51	仮想化の補強。
0:18:54	現在のカマタです。下層階の補強は不要と言っていることに対しては、外部事象防護対策を行う際の補強。
0:19:02	が不要と。
0:19:04	しております。
0:19:06	ミヤモトです衛藤であればあれですかね原子炉建屋附属棟の補強自体は耐震性の補強自体は、
0:19:14	ちょっと今現状やることになってるかどうかわかんないんですけど、その部分についてはもともとやらなくても耐えられる話になってたのがそもそもその対象にはなってないのか。
0:19:25	その辺でどう、どうなってたんでしたっけ。
0:19:36	原電の高林でございます。今ご質問のあった下層階の補強というところが従来計画でどうだったかというところですけども、ここで指している下層階というところは補強耐震外部所
0:19:52	外部事象に対する対する防護対策をとる範囲ということで計画していた範囲でございます。
0:20:00	永代耐震についても考慮は当然してございますけれども、
0:20:08	等、
0:20:11	料両方兼ねてございます。はい。
0:20:16	鈴木です。こちら外部事象防護た一つ目のポチですね(2)の一つ目のポチのところ、1行目のところですね外部事象防護対策等と書いてあります。この藤のイトウとしましては深山さんのご指摘の通り耐震補強の意味を含んでおります。
0:20:33	もともとは従来のSAのときに、ALCパネルっていうぺらぺらの耐震性もないものですね。そういったものをですね、外部事象から防護できるような頑強な壁にすると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:45	その眼鏡の壁というのは地震で崩れないような壁であるということなので、まさに外部事象からも防護できるし、耐震性の確保というようなことも兼ねているとそういったようなものでございます。以上です。
0:20:59	富本ですけども。衛藤。
0:21:02	そうです。そういう意味であれば、
0:21:09	要は北極付与って言うところが、
0:21:13	意味するところが外部事象を防護対策のためだけの耐震、耐言い方、要は、
0:21:20	基準地震動に対する耐震の話と、
0:21:25	ちょっとどう整理しているのかがちょっとよくわからなかったんで、
0:21:33	原電の高林でございます。耐震につきましては、従来の構造ですと、その外側でALCの構造になってございまして、そこが、その壁自体の支持が、地震に耐えられないと。
0:21:46	いう状況でございまして、その耐震ウェイを兼ねて、あとはその竜巻に対する防護ということを含めて、外部事象防護、
0:22:00	多分、ご指摘は原燃の鈴木ですけども、下層階の補強は不要でありと言っているんで、何の観点からの下層階の補強ですかと。
0:22:09	例えば、その上部にある、ALCパネルを強くするとかそれは、その外部事象防護の対策と耐震補強の両方の意味があるけども、その下層階の方はどんな観点ですかというご質問。
0:22:22	あの、上層階に重量物が乗っかるから、
0:22:26	その構造強度を確保するために補強がっていうような趣旨なのかとか、その辺をちょっと説明をしてもらいます。
0:23:01	現在のコバヤシでございます。
0:23:03	今、ご指摘いただいているのは、両括弧2の一つ目のボツの2行目の真ん中にあり、下層階の補強は不要であるというコウノことを今5種ご質問いただいと。
0:23:15	理解しております。
0:23:17	この下層階の補強不要というのは、当該隔離弁がある部屋の下層階になります。そこは、今も頑健性のある鉄筋コンクリート製の床になってますので、
0:23:29	そこは外部事象、あと耐震に対する補強が不要だということを今説明しているところです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:42	規制庁宮ですけど、ちょっと私の言い方がよくないのかなまず、ここで行っている外部事象防護対策上のものを守るための補強は不要だっているのは理解してるんですよ。
0:23:55	で、
0:23:56	私が聞いたかったのは、補強不要だなのもかもしれないんだけど、もともと原子炉補強と
0:24:03	自体を、
0:24:05	耐震性を持たせなきゃいけない補強は、
0:24:08	維持されるのかどうかというのを確認したい。
0:24:17	のタカバヤシでございます。今ここの(2)の一つ目のポツにかかる2行目に書かれております、下層階の補強というところについては、従来の構造において、
0:24:29	十分な頑健性を持っているというところですので、
0:24:36	さっきの説明がちょっと私の説明がちょっとまとめてなかったんですけども、下層階の保険不要というのは、従来の構造で、耐えられるもの、ものであるというところを、ここの下層階の顧客用というところで示しております。
0:24:51	規制庁宮です言われてることは大体理解しましたよ。要はもともとは宇治上に何も載ってなければ、ものだけで、頑健性があるので、
0:25:03	要は冬不要だったということです。
0:25:11	原電の高林でございます。ここに示してございますB、
0:25:19	藤このか総会の保健婦様というところの前に書かれてございます。B系は頑健性を有する原子炉建屋附属棟の上部に位置すると。
0:25:31	いう位置することからというところが、ここの下層階の補強は不要という説明になってございます。
0:25:40	上本ですけど、ちょっとね、
0:25:43	私の認識がちょっとございます。A系、前回見せていただいた、例えばスリーDのやつで、A系もB系も補強するようだったような気がするんですけど。
0:25:56	ちょっとそこと話がごっちゃになってて申し訳ないんだけど、
0:25:59	A系であろうがB系であろうが、
0:26:03	補強する前提じゃないのかなと思ったんですけど、前でしたっけ。
0:26:08	現在コバヤシでございます。補強する前提はその通りでございまして、今お手元に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:13	あればB系の方は、床面は頑健性があるんですが、その側面ですか、側面は、ALCになっております。
0:26:23	今回は、今説明してるのは床面が眼瞼があるということをご説明していると。
0:26:28	一方A系の方は床面もALCになっていると。
0:26:32	なので下も横も補強が必要だと。
0:26:36	そういうご説明、ご説明になります。宮です。第1、若宮様は、あれですかA系、A系の隔離弁を
0:26:46	のURL出版でとか補強しなきゃいけない前提になってしまうと下の補助建屋も全部補強しなきゃいけないんだけど、
0:26:55	B系だけであればB系の部屋だけが補強で、それ以外は補強しなくて済むと。
0:27:01	いうことを指しているということですか。理解しました。
0:27:04	その上でなんですけど
0:27:06	補助建屋の
0:27:08	補強っていうのは、
0:27:14	系統要はB系をA系を、
0:27:18	止めただけで、
0:27:20	下の補強は、
0:27:22	取り止めていいんですけどつけっていうのを確認したかったんですが要はその
0:27:27	たいんで営経平均をとりたい、止めたとしても、例えば耐震性とかもたせなきゃいけないなら、下の補強って必要にならないんですかっていうことについてはどうなんですかね。
0:27:41	原電の小林でございます。
0:27:43	今、A系の方の隔離弁がなくなったとしても、当然その下のALCパネルの方は、その中に何かあるかによっては補強する必要がある、
0:27:55	飛んでくる可能性は、その通りでございます。今回はそこは関係なくただ隔離弁を撤去したいということをご説明しているだけになります。
0:28:08	宮尾です。大体わかりますけど、
0:28:11	ここの(2)の文章は、
0:28:15	もう一時的ちょっとちょっとね、
0:28:23	ここで言っているか総会の補強不要でありっていうのは、外部事象防護体制を行う際に絞られていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:32	下の補助ってほ附属建屋の通常の補強まで取り上げるってことを書いてるわけではないってことですね。
0:28:41	そういうことですねはい。
0:28:42	その上でちょっと確認したかったのは、
0:28:45	今、言っていた形を取り、やめるから、
0:28:50	補助建屋の補強は、そのためのものは止めてやめるという話なんだけど、
0:28:57	これ過去の敷設工には既工認の、
0:29:01	モデル化なんかでは、
0:29:05	組み入れてされてないんですかっていうところですよ。この補強をする前提、要はその耐震だけじゃなくて、耐震だけでプラス
0:29:15	A系の隔離弁の部屋を、
0:29:18	補強することによって下が補強になるので、その補強状態でのモデル化なんかで、
0:29:24	工認の資料って作成されてないんですかっていうのはどうなってますか。
0:29:35	原電の鈴木ですこれ前回のヒアリングの時にもうALCパネルの補強をやると言っていたものをやめるというふうに宣言する時にはそういった過去の設工認でのその耐震評価での重量とかそういったものへの影響がないかっていうことを確認してくださいってことは宿題として、
0:29:52	受けているという認識でまさに同じことをおっしゃられたというふうに思っております。今回のこの我々の説明そのものはですね、ALCパネルの補強をやめるとかやめないとかっていったところまで実は、
0:30:04	これ言及してるつもりはなくて、工事の規模がこちらの方が大規模だから、そちらの方をやめるのではなくて別の方やめますよっていう単に説明になっていて、
0:30:14	そのLCパネルの補強範囲の見直しそのものは、今後の設工認のところで、その範囲の妥当性について説明する予定です。ただいまの御所の宿題に対しましてもその時にちょっとまた整理してご回答したいと思えます。
0:30:27	規制庁三輪です。わかりました。だから、前回までALCパネルの補強までのいわゆるや、やるやらないようなところまで踏み込んだ工認の範囲にしようとしてたんだけど、
0:30:39	今回は、要するにここのその系統構成の見直しだけを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:44	にスポットを当てた工認の方針にしたいということで、ここの部分については取り止め取り止めないというよりは今の現状の説明になってるという理解ですか。わかりました。はい。
0:30:56	はい。あとですね、であればちょっと大分話ができ、
0:31:02	あとですね、ちょっと各社から 8 ページのところ、七、八のところ、
0:31:08	これ不溶解して、不要じゃないか私もちょっと何とも言えないんですけど、
0:31:12	以前 8 ページのところの図で、
0:31:15	吸気側のところの一番と 3 番をなぜ結ばないんですかって要はその
0:31:22	排気側は、②と④をバイパスで結ぶ形にしてるんですけど、
0:31:27	③①吸気側のところはなぜ結ばないんですかっていうことに対してはちょっと教えていただけますか。
0:31:34	原燃の川又です。こちらにつきましてです。つきましては、原子炉建屋 6 階のですね、オペフロ面のダクトのは一井を、
0:31:44	確認した際にですね、
0:31:45	②と、④なんですけれども、②と②が通常関係になりまして、
0:31:52	今回SFPLADSPの方、閉止するというので、もともとこちらからも背景をしていたんですけども、
0:32:00	ここのプールのところが全部ふさがれてしまうと、②の廃棄自体が、
0:32:07	一部になってしまっていて、そう考えたときにですね④の
0:32:14	6 階専用の排気燃料関係の排気ダクトを使うことで、オペフロ面の全体の
0:32:21	関係が、
0:32:23	とれるということで②と④はつなぐこととしました。で、①と③につきましては、ダクトの吸気口の位置がですね、
0:32:33	上下でほぼ同じ位置にあるということから、①と③はつながないという、
0:32:41	ことを選択しております。
0:32:43	他区との位置関係から、つながないというような形になります。
0:32:52	ミヤモトですけど、7、7 ページで見ると、要は、その今言われてる③の燃料取開示専用関係ダクト。
0:33:04	ていうのが、吸気側は停止しますと。
0:33:10	だけど排気側は生かしますと。
0:33:12	いうことになってるので、ちょっと私的には、バランスが良くないんじゃないかなって感じがするんですけどその、要は系統 1 系統から 2 系統から 1 系統するだけであれば、その

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:24	燃料鳥飼用専用換気系ダクトもうそのままダクトでこの系統もうそのままの状態、通常換気系もそのままの状態になって、
0:33:34	バイパスで結ぶだけっていう形になる前後で、あまり
0:33:38	変更がないように見えるんですけど、
0:33:41	今言われたのはそこまではしないっていうことですかね。
0:33:48	原電の高林でございます。今の説明カワマタの説明補足させていただきますと、吸気側の①と③につきましては、
0:34:00	③につきましてはこれまで通常関係として一切これまで通常時に使うものではない、通常の換気はこの①のラインのみで、
0:34:10	行われているというその設計に対しては今回の改造についても変更はないんですけども、排気側の方については、これまで②と、
0:34:20	あとはプール周りの
0:34:24	安宅等から、廃棄ということで、位置していたんですけども、
0:34:29	10、
0:34:31	西田の 552 ページの絵をご覧いただきたいんですけども、
0:34:40	こちら
0:34:44	6 階面の絵が左に書かれてございますが、
0:34:50	吸気側、失礼しました、排気側の②のライン排気ダクトのラインは、この絵の中の須田下部の方に、ダクトが横に長く走ってございます。
0:35:04	そことプール周りで廃棄をしていたという形がこれまでの従来の形になるんですけども、このプール周りを閉止するというで、
0:35:14	④のライン、こちらは、この絵の中の上のライン上のラインですね、東西に走るようなラインになっていて、そちらを利用するというで、
0:35:26	バランスよく排気できると、いうことを考えて、吸気側の方は接続はしないんですけども従来通り①のみで休憩を行うんですけども、
0:35:36	排気側については、②、④を併用すると、そういうことを考えてございます。
0:35:47	病院ですけど 8 ページの図で言うと、今言われたのは、結局その、
0:35:53	①③②④であったところで、③④というのは、これまであまり使われてなかったと。
0:36:00	多分VDだからダンパーで伍し閉めるなり何なりして、系統が、そうかバルブが閉まっていればもうそのまま動いてないっていうところがあって、
0:36:11	今言われたのSFPとか覚えるとかDSPのところは全部平時するので、
0:36:16	それでNか、要はそっから廃棄できなかった分のバランスとして④は残して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:22	②④で、ADDがD、全体のバランスを取ったということですかね。
0:36:29	それでちょっとその上でなんですけどこの③を、
0:36:34	以前撤去する話だったと思うんだけど、これは今、丸さんはこの後どうなるんですか、これちょっと。
0:36:40	オペフロなので、このまま要は、
0:36:45	負わせられるって言ったら申し訳ないんだけど、撤去する前提という認識でいいのか。
0:36:50	残すとしたら、少しちょっとあまりよろしくないんじゃないかなと思うんですけどここはどういう認識ですかね。
0:36:59	県税の川俣です。現状は、残すような形で今検討しております。
0:37:08	そちらへ、
0:37:20	残すような形としましてすいません参考資料 5 としまして、右下 629 ページになるんですけれども、
0:37:29	こちらの耐震に関するすね補足説明資料としまして、
0:37:38	波及的影響としまして
0:37:42	上位クラスに対してですすね波及的影響を及ぼす恐れのある下位クラスの施設を抽出していること。
0:37:49	抽出しておりますとこちらにつきまして
0:37:52	上位クラス 2A の施設に波及的影響を及ぼす恐れがある施設としては、ベイラ建屋サンプルタンク室へパフィルター室連絡通路及び大物搬入建屋、
0:38:03	の方を抽出しておりますと、
0:38:14	そうですね。
0:38:15	1632 ページの方で波及的影響評価に係る検討フローとしましてまず、①として事前準備としまして
0:38:24	上位クラス施設の抽出等を行っておりますと、②としまして机上検討と③現場調査を行っておりますと、
0:38:32	その上でですすね検討対象施設の抽出等を行っておりますと、
0:38:37	⑤としまして波及的影響の有無を確認して
0:38:42	抽出された下位クラス施設の詳細検討を実施し、上位クラス施設に対して波及的影響があるかという検討をしておりますと、
0:38:50	原子炉撮影につきましても、
0:38:53	建屋内の方行っておりますと、
0:38:55	そちらがですね 635 ページに書いてありまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:01	上位クラス施設としまして原子炉圧力容器、使用済み燃料プール等記載がありまして、波及適用影響を及ぼす恐れのある下位クラス施設としまして、
0:39:12	記載があるんですけども、こちらの中にですね、原子炉と関係のダクトは、
0:39:19	上がっていないというところから、波及的影響は及ぼさないというところで今、残地を検討しております。
0:39:29	ミヤモトですけど、わかりました。ちょっと残置するっていうところが、この先どうするのかっていうのも含めどう管理してる最中っていうのは教えてもらいたいですけど、残してそのまま放置するのではなくですね
0:39:46	きちんと点検等を行った上で外観点検等を行って腐食とそういう落下する恐れがある場合にですね、そういう、
0:39:54	腐食等あれば、補修等を行うような形で、
0:39:58	残すような形になります。
0:40:01	不要ですけど、まず、16 ページのところはそのダクトの位置は、あと明示してもらえますかねまずね。
0:40:08	その残すなら残すっていいんだけど、今言われてる。
0:40:12	保守っていうのは、設備が維持されていることを保守するので、
0:40:17	保守対象には多分ならないはずなんですよ。
0:40:21	その場合にやゆ揺れ施設って言い方ぐらいんだけど、背番号がない設備が、
0:40:27	残ってるっていうことは、やっぱりあんまりよろしくはないので、そこはどう管理するかっていうのを教えてもらわないと、今言われてるのは、保全管理今で言うと施設管理になるんだけど施設管理はあくまでも、
0:40:39	設備として生きているものを対象にしていて、廃止措置ならまた別なんだけど、
0:40:45	撤去もう何もなくて、
0:40:48	法残置ってなった場合にはどう管理するかっていうのは多分その、
0:40:53	今の原理の中でも、特に決め事がないんじゃないかなと思うんですけど、それは何か決め事でき、決めるルールが下部規定か何かにあるんですけど。
0:41:23	ちょっと確認して、検討、確認して、持ち帰り回答させていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:01	はい。ありがとうございます。原電の高林でございます。
0:44:05	あとですね、この図で示してございますのは、
0:44:09	従来のモニターの配置、機能の担保を持たせ方ですけども、
0:44:16	これまでの従来の形ですと、まず右側の
0:44:23	今回へ移設しますと言っているところをまず、破線部の方にABCDとある、こちらが従来これも現、現在の形になりますけれども、
0:44:33	こちらについては、その左側に行きまして、このダクト接続がございませんので、原子炉建屋全域から排気を引っ張ってきてですね、
0:44:45	このラインのみで、排気塔の方に導くと、原子炉建屋の換気を担っている、原子炉建屋バウンダリーを出てですね附属棟の
0:44:59	一番出口のところに、このモニターを配置して、排気ガスについて
0:45:07	速やかに検知できるようにというところで、ここで菅排気の監視をしているという形になります。それに対しまして、その上のラインですね。
0:45:18	こちらにはこれまで、この排気側のライン、原子炉建屋附属棟側には、モニター放射線モニターがついてございました。ですけども、
0:45:29	ここは6階からの排気専用単一の機能を持っているダクトでございまして、その原子炉建屋6階、こちらは燃料取替床と書いてございますが、
0:45:42	そちらの方に原子炉建屋関係燃料取替床、排気ダクトモニターということで、6階面、
0:45:51	の6階面にて排気を、を監視すると。
0:45:56	医師のエリアモニタ的な要素も含んでいるんですけども、燃料事故とかそういったときの検知というものも含んでございますが、
0:46:06	そのラインで、
0:46:10	異常を検知していたという形になります。で、今回のこの改造によりまして、ダクト接続ということになります。そして、
0:46:20	従来のこの絵でいう下側の破線のライン、こちらは運用しない、撤去という形になりますので、その排気側というのは、この
0:46:31	矢印の先になります今回移設対象の上、上側のラインのみということに構成ライン構成がなりますので、
0:46:39	原子炉建屋原子炉棟出たすぐ出口のところにですね、そちらに
0:46:46	原子炉建屋換気系排気ダクトモニターこちらを移設するということにしてですね、排気の機能をこちらで監視検知すると。
0:46:57	ということになります。で、
0:47:01	今、現場側の方のご説明をさせていただきましたが、中央制御室の方に実際にモニター、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:09	がございます。塩山鬼頭、そういったものがございます。そしてインターロック等を走らせる。
0:47:17	回路等論理回路等ございますけれどもそちらについては、一切変更はないということになってございまして、あくまで排気のライン、原子炉建屋を出ていく排気のラインが、
0:47:28	辺この今回のダクト改造により変更になるということで、
0:47:33	この検出器、
0:47:35	排気側の建屋排気側の検出器のみを移設するというので、
0:47:40	その先の機能には影響の変更はないことを示しているということでございます。
0:47:47	以上です。
0:47:49	すいません原電の鈴木ですかかなり高橋さんの説明がですね詳しくはたんですけど、もうちょっと端的にSsをもうちょっと申し上げたいと思います。
0:47:58	13 ページのところ、まず、設備改造前ですね、前につきましては、今SGTSを動かすような事態ですね、換気系を止め、通常関係を止めてSGTSを動かす自体としては、2種類想定してるんですけども、まずはオペフロで放射線の線量が上がるケース。
0:48:17	それは燃料集合体の落下のようなケースですけども、それは、この実線のラインですね燃料床のところにある半導体式ABCDとありますけども、この四つの検出器を使って、
0:48:29	オペフロでの放射線の線量の上昇を検知していました。これ先日も言いましたけどダクト測ってるというのもオペフロでの線量アップを図っているというようなものになります。そこで線量の上昇を検知したらば、通常関係を止めてSGTSを動かすというものですこの四つでやりましたと。
0:48:46	それが、同じくやっぱりオペフロで線量が上がるケースを考えると設備改造後でどうなのかっていうと、やっぱりこの、今オペフロにある実線のところのABCでこの四つを使って、
0:48:57	今回の新しいラインにおいても、しっかりと検知をすることができます。
0:49:02	もう一つですねSGTSを動かすケースとして想定し得るのは、LOCAのようなもので、例えばPCVの方から漏えいがFAの漏えいがあるようなケースですね。
0:49:12	そのときには、この排気ラインのところ、すなわちここで言うところの、附属棟側の方の、もともとの点線のABCDで検知してたですね、原子炉

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	建屋から引っ張ってくるところの線量がアップするというようなケースです。
0:49:26	それにつきましても、それは原子炉建屋全域から引っ張っていたんですけども、今回、緑のダクト接続といったところを介しまして、原子炉建屋の全域の方から引っ張ってですね、
0:49:38	実線のこの二次格の外ですね、附属棟側の方の実線のABCDの方で検知をして、放射線の上昇を検知することができると。それによって隔離、通常関係の隔離とSGTSを動かすことができるということで、
0:49:52	特段その設備改造の前後で、オペフロ外の線量上昇も、原子炉建屋側の方のその雰囲気の上昇についても、特段機能は変わらないということになります。以上です。
0:50:05	宇山です上がりのところで、ちょっと私の理解で、もう1回言うと、
0:50:10	16 ページに、一応、燃料取りかえ有価排気ダクトモニター検出器っていうのが四つついてます。それが13 ページで言っている。
0:50:22	燃料取替床原子炉建屋6階で言ってるABCDに当たると。なのでこれが配管についてるわけじゃなくてエリアについて、要はエリアで要はSAPの
0:50:33	漏えいとかは、レシピとか事故があったときに直結するやつはここで検知してたという理解でいいですかね。はい、おっしゃる通りです。今までこの緑の中に入ったABCDについてこれ配管自体について配管とかダクトについているものでこれはLOCA対応でついてたものだったんだけど、
0:50:51	それは要は今回撤去するのでそれは今回行っている、この系統の方につけ直すということなので、目的としては、ABCDが
0:51:02	こちら側につくということなので機能には変わらないという認識でいいですかね。
0:51:07	はい、おっしゃる通りです。ロジックとしてはだから、こちらの燃料と流下床の何かアンドにするとかそういういじりはしてなくて、要はその機能自体は、
0:51:20	これは、
0:51:21	一つでももう行きどうすんでしたっけ。
0:51:30	原電の高林でございます。そちらにつきましては、次の14、通しで言うと550 ページになりますけれどもそちらにインターロックの回路構成の方示してございまして、
0:51:47	と、右、右側の絵の方ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:53	あと、こちらで原子炉建屋放射能高のみ検知でロジックは走ると、インターロックの方は走るということになってございまして、左上のところに、
0:52:07	①というところで
0:52:12	今回の破線、青い
0:52:14	破線で囲っているところが今回移設対象になりまして、もう片方が燃料取替床、こちらのモニターになりますけれども、
0:52:23	それぞれこちらはどちらの
0:52:27	形式で検出してもす。
0:52:30	型片側でロジックを走るということになります。
0:52:54	原電の高田です。紙番号で 590 ページのところのインターロックの回路構成図で見ると、
0:53:04	CDの検出器、これがORで、結ばれていますので、あ、失礼しました、アンドで結ばれているので、
0:53:14	AとCとD、AかB、どちらか。
0:53:18	どちらかが作動すれば、キドSGTSが起動すると。
0:53:23	ということになっています。
0:53:27	ミヤザキ 590 ページに書いてあるのでこれあんのだってことね。はい。
0:53:32	わかりました。
0:53:42	あと、最後ちょっと 18 ページのところ、
0:53:46	これ原発の書きぶりなのですけど、
0:53:53	下の部分はいいんだけどこんなオキのところは、
0:53:57	これは削除してる必要あるんでしたっけ。
0:54:04	原電の河本です。
0:54:07	なお書きのところですけども、今回、燃料取替専用の
0:54:13	全くと、
0:54:15	を使わなくなるので、削除するような形で現在考えております。
0:54:21	おかわりちょっとくださいね。
0:54:23	系統図で見たと。
0:54:30	7 ページで見ているところで現状のやつもあるので、
0:54:35	今言われているこのなお書きのところは、③のところと④のところの系統があるかないかで、このなお書きが、
0:54:45	あったという認識でいいですよ。
0:54:49	県のカマタでその認識で間違えません。
0:54:51	で、今ここを一挙撤去したとしても、灰吹が 2 台動かしたところで、2 台一緒に動かすことはないってことなんすかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:03	はい。宮井。同時に起動するってことはないです。
0:55:08	だから、以前は別々だったので、2 台同時に動かす可能性はあったんだけど、1 台にしたので、1 台というか多重性で 1 台にし、
0:55:18	系統構成変えたのでこのなお書きは、
0:55:21	実質いらなくなったということですかね。はい。その認識で問題ありません。
0:55:28	はい。私は今んところ異常ですけど、他何かあれば。
0:55:36	規制庁の片桐です。先ほどちょっと 549 ページのところのお話があったんですけど、
0:55:43	これ、検出キーで 556 ページに記載があってバックグラウンドの 10 倍っていう設定値になってると思うんですけど、
0:55:54	従前設計だと原子炉建屋全域っていうところからもし 10 倍相当のものが来たら、下の点線のところの県紙検出器にまっすぐ流れていって、
0:56:06	検出できると思うんですけど。
0:56:08	今ダクト接続っていうところ燃料取替床と原子炉建屋全域っていうところから流れてきて、
0:56:15	まざったもの上で検出するっていうことになると思うんですけど、
0:56:20	燃料取替床側から、もし綺麗な空気が入ってきた場合、
0:56:27	ちょっと薄まってしまって例えば一対一で入ってくれば半分ぐらいになってしまって、ちょっと何か検出の感度としては悪くなるような気がするんですけど。
0:56:37	その辺っていうのは、
0:56:39	どういう整理をされているんでしょうか。
0:56:46	原電の高林でございます。この保安規定側で示してございますこの設定値のバックグラウンド 10 倍、通常運転時のバックグラウンド、
0:56:58	以下というところで、ですねこの値について設定値については、可変のものでございまして、
0:57:06	その評価、運転中の評価を含めまして見直すことが、運用としてございます。
0:57:15	なので、確かに今おっしゃられたようなご懸念はあるかもしれませんがけれども、このダクトを接続した。
0:57:23	後にですね、その実際評価をした上で、あくまで通常値のバックグラウンド、それをベースにして 10 倍ということで管理しますので、その点については問題ないかなと考えてございます。
0:57:47	原電の鈴木です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:50	まずちょっとこれ保安規定で確かにこのような規定があるんですけど、まず一つ安全解析への影響ということからすると、実は
0:58:00	原子炉建屋の排出のところの放射線モニターの上昇で、
0:58:06	隔離をかけてSGTSをガス動かすということに期待してるような安全解析はございません。LOCAのときにまさにそういうような事態になるんですけど、LOCAのときには、LOCA信号、LOCA進行は、一次系のバウンダリが破れて、D/Wとかの圧力高とかですね。
0:58:22	原子炉水位で、そちらの方で、通常関係を隔離かけてSGTSを動かすに行きますので、PCVの外側のところにもやもや漏れてきたというかなり時間遅れがあるようなですね、こういった先ほどの、
0:58:36	まさにここの放射線モニターの値にクレジットをとっているわけではございませんでこちらのクレジット、こちらについては何らかのLOCAじゃないんですけど何らかの事態で、例えば原子炉建屋なんかの放射能が上昇があつてっていうような、
0:58:49	ことなんですけども、その異常な検知っていうようなところで、確かに10倍といったところに床を置いていますので、片桐さんおっしゃる通りオペフロからまじってきたもので希釈されてっていうような側面が、
0:59:02	確かなひな形にもあらずなんですけども、通常の線量というのが極めて少ないようなレベルですので、その10倍っていうとその異常状態をですね十分に拾うことが、
0:59:14	オペフロ側の方がまじってもできるというふうに我々思っていて、その辺の影響はないのかなと思ってるところです。以上です。
0:59:22	規制庁の片桐さんの影響については確認されているということで了解しました。あと、ちょっと気さの確認だけなんですけど、2ページ目の両括弧2の、
0:59:35	3行目のところで仮繰入の一時撤去が必要であるが、っていうのは、
0:59:41	ちょっと前回いただいた資料だと干渉物を移設しなきゃなんないっていう説明だったと思うんですけどその中で、この隔離弁を一時撤去するっていう、
0:59:53	ことで理解でよろしいでしょうか。
1:00:06	はい。
1:00:08	元の川又です。隔離弁の一時撤去。
1:00:11	が必要な理由ですけれども、
1:00:14	A系の方はその下層階含めて、補強する際にですね、
1:00:19	補強する際に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:22	壁というか、取りますので、
1:00:24	その際に隔離弁自体の一時撤去も必要というような形になります。
1:00:31	一旦、規制庁から一旦区画の中もほぼ空の状態にしてっていう、しないと工事ができないっていうことで、その認識でございます。規制庁中出です。理解しました。
1:00:43	あとこれちょっと図明けなんですけど3ページの左側の水色のラインで、
1:00:51	543ページとかの概略系統図だと、コミュニケートはって間に何か平らに上がるような記載なんですけど。
1:01:00	ここの図だと何か1回1本にまとまってから分岐してるんですけど、これでどっちが正しいんでしょうか。
1:01:19	現年カマタですみませんもう一度。
1:01:21	確認をさせてください。
1:01:23	何だっけ、500。
1:01:29	539ページの図の左側の水色のラインっていうのは、1個で入ってきてから二つに分かれているんですけど、
1:01:38	543ページだと、
1:01:43	日本があってその間に、
1:01:45	ラインがあって、何か排風機が繋がっているようなイメージでちょっと絵的に違う気がするんですけどもどちらが正しいでしょうか。
1:02:01	正しいのは539ページが、の、
1:02:06	方が正しくなります。
1:02:11	はい、両方、両方。
1:02:16	より、より正確なのは、
1:02:24	は、
1:02:25	現在のスズキですちょっとご質問確認したいんですけど、まず、540ページのところの水色の、その左側の絵の水色のラインが、
1:02:34	なんすかね、左上の方から、吸気ファンよりから入ってきて、そこから分岐をして、そのA系とB系に分かれてますと。
1:02:44	そういうことですね。それに対して例えば543ページとかがいいのかなと思うんですけども、
1:02:53	543ページのところの、左側の例えば吸気側のところで、排気管が左、左側に2個あると思うんですけども、
1:03:04	排気管のところですねともいってあるような形になって、1本になって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:10	そこから
1:03:11	吸気隔離弁の方に入ってるんですけど、
1:03:15	なんすかね。それって両方の吸気隔離弁に行けるような、こちらのラインがなってると思うんですけどこちらと一応整合してるっていうような認識なんすけどここのご指摘ではなかったですか。
1:03:26	違う形状のウエイトマン 539 ページ側だと 1 回全量が 1 本になって流れてるんですけどそういう場所っていか 143 ではないような気がするんですけど。
1:03:37	玄都築ですご質問わかりました。543 ページは、正確ですかって話ですね。
1:03:43	そういう意味では 543 ページは精緻ではないっていうことですか。片木さんのおっしゃる通りで、543 ページすいませんポンチ絵的に書きちゃってるんですけども、正確に言えば、1 本になってから分岐をしてっていうようなことになります。
1:03:58	以上です。規制庁片木です。了解しました。あと、
1:04:02	もう 1 点 554 ページで前回のコメントの回答で 100%容量の考え方についてっていうのを追記いただいたんですけども、
1:04:11	ここの説明だと建屋の容量に対して決まっているということで、今回ダクト塞ぐことになると思うんですけど、ふさいで、例えばこの 100%容量の 23 万流したとしても、
1:04:26	その残ったダクトに何か、例えば設計流量を大幅に超えるような、
1:04:31	空気が流れてしまうとかそういうことはないっていうことなんでしょうか。
1:04:37	県連カワマタです。
1:04:40	超えるということは、
1:04:42	ない、ないと。はい。
1:04:47	特にダクトの設計流量とかそういうところは関係なくても建屋の PAR の容積で決まってるから、今回建屋の容積は変わらないから変わらないっていう説明っていう理解をしてその認識で問題ありません。はい、規制庁からいいです理解しました。
1:05:02	私から以上です。
1:05:05	あ、宮部すいませんちょっと 18 ページのもう 1 回だけ確認で、
1:05:09	ちょっとやっぱりテンパに書いてあるやつを、余りにも撤去するって削除するっていうのは少し私も抵抗があって、
1:05:16	なお書きのところの、なお電力会社及び例えば角田ができて駒予備ファン 1 台を起動させなくても、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:24	電力会社に増えた場合には、ダンパを調整して、
1:05:29	換気量増で行うことはできるんですよね多分ね。
1:05:34	であれば、ちょっとそれは記載の工夫があってもいいのかな、まるっきりなくすっていうよりは同じ機能を、
1:05:40	維持してますよっていう説明をしていただいた方が本来の意図じゃないかなと思うんですけどいかがですか。
1:05:50	ちょっと、その件につきましては、一度持ち帰り検討して説明させていただきたいと思います。
1:05:57	はい。
1:05:58	あとちょっと、
1:06:00	もう1回元へ戻って2ページのところで、
1:06:02	(1)が多分一番。
1:06:06	ネックめくってか、メインになるということで、
1:06:10	バウンダリーの括弧の間隔が閉止と、考え方としては、普通他のプラントは2系統ある投入は2系統あるので、
1:06:20	そういう貫通部が2系統あります2系統2系統なので4ヶ所ありますと、それに対して、先行先行とか他のBWR並みに、1系統1系統にすることによってより機密性が末まして、その安全性を高めたいという、
1:06:36	移動でこの(1)があるという認識でいいですか。
1:06:40	原燃の鈴木です。おっしゃる通りです。
1:06:44	はい。とりあえず、今んところはお願いしました。あと、
1:06:56	すいません規制庁の天田ですちょっと私から何点か、
1:07:01	ちょっと確認させていただきたいんですけども、まず、
1:07:06	入口の目的を変更するということは、
1:07:11	これまでは
1:07:13	補強が、補強がちょっと難しいというかできないので、それに伴って
1:07:23	ダクトとか隔離弁とか、放射線モニターの位置を検討して、
1:07:28	それに伴って
1:07:30	リンクして、放射線モニターを移しますと、そういうご説明だったわけですから、
1:07:38	それを
1:07:40	今日のお話を踏まえるとあれですか。
1:07:43	補強する、しないは、
1:07:46	本件とは切り離し、
1:07:49	した上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:50	それは別途、手続きなり、別途取り扱おうと。
1:07:55	ということでその説明を変えて、
1:08:02	あれですかね、ダクト隔離弁、それから放射線モニターだけの説明として
1:08:10	ちょっと切り離れた形で、
1:08:12	ロジックを組み立てると、まずそういう理解をしましたけどそういうことでよろしいですか。はい、元の鈴木さんおっしゃる通りです。
1:08:21	はい。
1:08:22	わかりました。そ、そうであればやはり説明の経緯として、
1:08:27	従来こう説明したんだけどこういうふうに変えますということで、そこは明確に、
1:08:34	最初のところで、を記載をしていただく必要があると思います。今後会合もあると思いますので、
1:08:42	少しそこは明確にするようにお願いします。で、その際、何ていうんすかね。
1:08:50	ホ補強のトリアつかがペンディングなんだけれども今回の
1:08:58	江藤、切り離して残る方を進めるといときに、ちゃんとその切り離された側でもちゃんと
1:09:06	手続きが
1:09:08	行われるというのも何ていうんすかね、明確にさせていただいて、それは切り離れたからもうそのまま
1:09:16	切り離されるのではなくて、適切にそれは対応していただく必要があると思いますのでそこを含めて、
1:09:24	減免をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
1:09:28	現在のスズキで承知しました。
1:09:31	現状は、第4回の辺のときに、まさにその補強範囲のところですね、ここをしっかりとやりますよとか、ここはちょっとダクトがなくそもそもなくなったからやりませんよとかですねその辺をしっかりとご説明させていただこうと思いますので、
1:09:44	それを、その趣旨をですねちょっとエッセンスを書きたいと思います。
1:09:49	はい。規制庁の浜ですよろしく申し上げます。その上で、切り離された残る方の、
1:09:56	ちょっと話の幾つか確認なんですけれども、
1:10:00	まず、ちょっとやりとりがあったところでの、まず確認なんですけれども、549 ページですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:11	ここがちょっとまだよくわからなかったんですけども、
1:10:21	燃料取扱床の方の
1:10:25	検出器は
1:10:27	まだダクトというよりは
1:10:32	552 ページのような形で、オペフロの壁ですかね、壁にくっついてるって いうのは、
1:10:39	理解するものの、549 ページの図だと、
1:10:45	江藤本間。
1:10:47	それで
1:10:49	何て言うんすかね。一応この
1:10:52	モニター系統図では、
1:10:58	家も似た系統。
1:11:00	ラインとして、排気塔まで導かれるところの、
1:11:07	途中に、そのABCDの検出器があるように見えるんですけど、
1:11:13	それを、
1:11:14	従来は原子炉建屋全域として
1:11:20	この燃料取替床とは、タイラインを結ばない形で
1:11:26	原子炉建屋附属棟の方で、
1:11:29	何て言うんすか。
1:11:31	独立して、放射線モニターを置いていたという。
1:11:35	ことになります等、さっきロジックの説明が、
1:11:43	ありましたけれども、
1:11:47	ちょっと間違う
1:12:00	すいません 590、90 ページですか。
1:12:02	これを見るとですね、
1:12:06	それぞれABCDそのパラレルそれぞれパラレル 2、
1:12:11	独立して検出して、ORで、SGTSとか、原子炉、
1:12:19	等の換気系の停止ですか。つまり隔離をかけるということなので、
1:12:25	このタイラインを結んで、この燃料取替床から、
1:12:32	来るラインにその写し、モニターを移し替えるということになるとちょっと このロジックがそもそも変わってしまうんじゃないかという。
1:12:40	気がするんですけども。
1:12:43	つまり、従来は、
1:12:46	燃料取り、
1:12:49	粥川のAからDードいずれかが検出。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:56	され、
1:13:01	あとは、それとは独立に
1:13:05	原子炉建屋、換気系のダクトの放射線モニター検出器も、
1:13:11	検出されてということが独立であったものが、
1:13:16	ここが本当に独立になるのかというのがちょっとよくわからなかったんで、ご説明をお願いしたいんですけど。
1:13:42	はい。原電の高林でございます。
1:13:47	ご質問ございましたが、このロジック、インターロックの構成につきましては、その各々が単独で独立してという。である必要というのはないと考えてございます。
1:14:02	今回
1:14:04	あくまで原子炉建屋の排気原子炉建屋換気系の大田駆動放射線モニターは、
1:14:14	6階、6階面のみならず、建屋全域の排気を監視するもの、そちらの排気について動作させるもの。
1:14:24	で、燃料取替床側につきましては6回目についているものにつきましては、そちらで単独で各々両者とも、
1:14:34	単独で働くというところが、
1:14:38	働かせるというところで、
1:14:41	このロジックの構成としては、
1:14:44	この状態で変更はないって、良いものと考えてございます。
1:14:51	あ、すみません規制庁の天野です。
1:14:54	つまり、参考資料2で、ちょっとテンジウへの影響を整理していただいてますけど今、今のご説明は、1ページの、
1:15:03	1ページ、583ページですか。
1:15:06	参考資料2-1、1ポツ概要に最初のポツですね、最初のポツの2行目で、
1:15:15	ほぼ原子炉建屋附属棟の放射線モニターには期待していないという、
1:15:21	これ、集合体落下の場合ですけど、
1:15:25	という。
1:15:27	ことで、
1:15:29	今、この話と
1:15:33	整合するというか、そういうご説明はさしていただいたということでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:40	現在の都築です。そうですね、オペフロ側の方で線量が上がったときにはまさにこの 583 ページの燃料集合体の落下のところにあるように、
1:15:50	原子炉建屋附属棟側の方には期待しなくて、まさにオペフロにあるモニターに期待してますと。
1:15:57	それが先ほどの 549 ページの上の実線のももとのラインの左側の方ですオペフロのところだと思ってます。
1:16:06	一方で、オペフロ側のところの線量が仮に上がってないんですけども、原子炉建屋全域の方から引っ張るところで、線量が上昇した時には、
1:16:16	従来は点線のモニター四つで検知をしていましたと。今回は、ちょっと検知するモニターは移動してしまってますけどもダクトを接続してあげて、
1:16:26	その右側の方の附属棟の方の、
1:16:29	新しくつけかえるABCDの方で、検知ができますということで、どちらの事態、オペフロだけで上昇する事態にも、
1:16:37	原子炉建屋税金の方で上昇する事態どちらにも対応できるということで考えてます。
1:16:46	はい。規制庁の天野です。今、今の 2 点の部分なんですけど、ちょっと、ちょっと明確にしたいのは、まず、オペフロ側は、従来のABC、燃料取替床のABCDが、
1:16:59	変わらないというのはわかりましたけれども、
1:17:03	あれですかね、
1:17:08	放射線
1:17:12	従来の原子炉建屋全域ですか、そちらがわーのその検知にも全く期待していなかったのか。
1:17:23	どうかというのが、
1:17:26	減数です。期待していなかったかというのは原子炉、燃料床の方ですかね。
1:17:43	原電高田です。言われているのは 583 ページで、原子炉建屋、
1:17:52	換気系ダクト放射線モニター、右側の移動する方ですよ。
1:17:59	こちらに関しては、燃料集合体なんかオペフロで線量が上がるような事態に関しては、特にテンジュウとかの解析では期待してないものとなっております。
1:18:10	あとLOCAの
1:18:12	状態、あとは被ばく評価で、現象建屋の原子炉冷却材喪失についても、こちらに関しては格納容器。
1:18:24	の圧力高の信号は減少水位の底の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:27	信号、こういうものを期待しているので、今のところは、この移動に関しては
1:18:34	原子炉建屋関係ダクト放射線モニターの移動に関しては特に安全評価には影響しないという、
1:18:41	ことに関してこの参考資料 2 に記載しています。
1:18:49	すいませんちょ、ちょっと幾つかあるんですけど、なので、たとえ、例えばですけどだからタイライン乙な
1:18:59	ぶ一前と後では、
1:19:02	燃料取替床に繋がるこの方の側のラインですね。
1:19:08	ラインの
1:19:10	そのAB、ABCDのダクトの検出状態、ちょっとさ、先ほど片桐からありましたけど、
1:19:16	ここの検出状態が、いろんな事象、燃料集合体落下とかLOCAとかによってちょっと
1:19:26	変わってくるのではないかと。現にさっき野呂。
1:19:32	590 ページのロジックでは、
1:19:35	設計の考えはともかくとして、今as-isの状態では、それぞれABCDが独立して、どちらか、検出したら、
1:19:45	他の条件と合わせて、SGTSとか、原子炉と関係が停止されるというロジックになってるので、
1:19:54	そこは結果としてというか、変わるのではないかということなので、その変わることの、
1:20:04	出す妥当性が一つと、あとLOCAについては、一応参考資料 2 でもう整理をしていただいているんですけど、
1:20:13	まず、この 6 個と言ってるのも二つあると思うんですけど、
1:20:17	今整理していただいている
1:20:20	ロッカーは、
1:20:29	環境への放射性物質の異常な放出としてのロッカーだと思うんですけど、もう一つの冷却剤、
1:20:40	ムソウ室の方のロッカー。
1:20:42	もうどうなってるんでしょうかっていうのがちょっと示されていないように思います。これが 2 点目です。で、あとは、
1:20:49	その中でも、原子炉水位とかD/W信号でというのは、それはもちろんその通りなんですけど、
1:20:57	それだけじゃなくて歩補助の高信号によって

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:01	もSGTSに切り換えられるというのはテンジウに書いてありますと。
1:21:06	ということなので、例えばですけど 609 ページですね。
1:21:11	この赤枠の中に書いてあるので、それは放射能高信号による、
1:21:17	SGTSなりというのをもう、
1:21:20	関係はなくはないというか関係あるでしょうということなので、
1:21:26	下、原子炉水位とかドライウエル圧力高、
1:21:30	だけで説明されるのはちょっとロジックは違うのではないかと。
1:21:35	いう。
1:21:36	ところを、
1:21:38	といった辺りはちょっとまだ、
1:21:41	よくわからないのでちょっとせ、整理をしていただけるとありがたいと思うんですけどいかがでしょうか。
1:21:50	江藤元の鈴木です。
1:21:52	今の後半におっしゃられた、まず一番最後におっしゃられたことは、550、585 ページの方をちょっとお願いしたいんですけども、
1:22:04	衛藤。
1:22:05	585 ページのところで、
1:22:07	両括弧 2、原子炉冷却材喪失LOCAですねここでLOCAの被ばく評価ではってということで、申請書上は先ほど天田さんおっしゃられた、
1:22:19	減少等関係が原子炉水位低、ドライウエル圧力高減少建屋放射能高の信号で切りは変わるものとしておりますよということで申請書に書いてあった後段の方の申請書に書いてあった三つの信号すべて、
1:22:32	述べていますけれどもとしており、
1:22:36	放射性物が現象とか危険により放出されると想定してませんと、これはといったところで、なぜ
1:22:44	評価信号ですねいわゆるドライ圧力高とか原子炉推定で判断をしてるのかっていう、その根拠を、こちらはこちらの方に書いてます。
1:22:53	もともとPCVからもやもや出てきて、環境に放射能がこう出ていくときに、放射能高信号で拾うので、それって、かなり遅れてくるものなので、それで、ORで確かに申請書、書いてあるものの、
1:23:07	それで検知をしてるというふうにはもう全然、申請者はそれ前提としてすいません書いてなくてですね現状、
1:23:13	もうろ過信号で直接確認がかかっちゃうことを前提に、被ばく評価もやってるからですよっていう理由をですねこちらの方に書いていますつもりでした。これが一番最後のご質問に対する回答になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:27	江藤最後から二つ目のところで、関係ない異常な放出、いわゆる被ばく評価だけではなくて、確かにLOCAという、ECCS性能評価があり、
1:23:38	あとはPCV解析と言われる、格納容器の内圧圧力の評価もありますし、あとは、PCVの中の可燃性ガスの濃度の評価もあります。それですね合計
1:23:52	事象が添 10 の中に載っています。ただ、ECCS性能評価とかにおきましては、SGTSに一切規定していませんこれPCV解析も、
1:24:03	あとはFCS解析と言われる可燃性ガスの濃度の評価もそうなんですけど、そもそも全然それと切り離れた評価をやっています。PWRなんかですと、
1:24:14	格納容器の圧力とECCSの性能評価をリンクさせたようなですね、ことをやってるんですけども、BWRは完全に独立させたような、
1:24:24	評価をやっていて、本当にECCSの注水の温度なんかも、その一定の温度で入れたりとかしてですね全然サプレッションプールの温度上昇なんかを考えてないように、完全独立。
1:24:35	なので、全くSGTSは出て来ない、来ないです。従ってSGTSが登場するのが、被ばく評価のそのFHA、燃料集合体の落下とSGTS、ごめんなさい。LOCAなんですと、被ばく評価のLOCAなんですっていうことで、
1:24:50	もともとこれ出発してそれが 583 ページとかですね。
1:24:55	ちょっと書き方があるかもしんですね 1 ポツ代表のところ、
1:25:00	被ばく評価において期待している事象は何々であるというこの書き方がちょっと不十分なのかもしれません。今の添 10 の事象の中、添 10 のDBAの中で期待してるのは、被ばく評価の
1:25:14	この 2 事象ですっていう書き方にちょっとこちらの方は、改めた方がいいのかなと思いますのでちょっとそこは改めたいのかなと思います。
1:25:21	ちょっと独立Ⅱ、最初にご質問があった、建屋側の方と、オペフロ側の方はちゃんと独立して検知
1:25:32	今のダクト接続してもできると思っているので、ちょっとここが説明が足りないということであればもうちょっと補足の方法は、改めてちょっと考えてみたいと思います。以上です。
1:25:48	はい。ありがとうございます 2 番目のECCS等のロッカーについては了解しました。で、通す 3 点目の、そうですねモニターの
1:25:59	ロジックの話は実態として変わってるので、補足いただけるということであれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:06	ちょっと今日の他の
1:26:11	審査官からの指摘も含めて、
1:26:15	改めて整理をお願いします。で、
1:26:19	点目ば、1 点目は、おそらくあれですか 583 ページで説明。
1:26:28	されたのが、585 ページですか。
1:26:31	実際には申請書、添 10、本文 15 なりで下書いてあるけれども、
1:26:38	実態としては、申請者としては次、
1:26:43	実施事象進展というか、時間遅れがあって事実上期待していないとい う、それはそれで、事象としては理解できるんですけど今は、
1:26:53	どちらかというと、
1:26:55	規制上の手続きというか取り扱いの話を言ってるので、過去に本文 10 号なりで書いてあったものが、実態上
1:27:08	事実上ワー、原子炉水位とかドライウェル圧力高が先に、必ずLOCA の場合発生するからいらないでしょうということではないと思いますの で、
1:27:17	そうであるのであれば、その期さが影響はないかというのは、
1:27:23	やはり確認する必要があると思いますけれども、
1:27:27	それが、
1:27:29	だから、6 についてはほぼ原子炉建屋放射能高信号に、
1:27:35	期待していないと。
1:27:38	583 ページの二つ目のポツですね、1 ポツ二つ目のポツで書いてありま すけど、だから今回、改造の影響はないっていうのは、ちょっと説明とし てはかなり、
1:27:50	飛躍してるのかなと思ひまして、
1:27:53	実態上
1:27:55	期待はしてないものの、市、
1:27:58	登記許可の申請上、
1:28:00	これは期待するとか、書かれているのであれば、
1:28:04	当然設備、設備としては
1:28:08	ドレーン、ドライウェル圧力高とか原子炉推定だけではなくて、
1:28:14	原子炉建屋附属棟側の放射線
1:28:17	放射能高ですか、放射能高で、
1:28:21	SGTSに切り替えるという、この今の本文 15 の記載。
1:28:26	ですね例えば 606 ページ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:30	は、これはこれで前提としてその設備影響がないかというのを確認する必要があると思います。
1:28:37	須賀。
1:28:39	もしくはこの記載が本当に、または以降がいらぬのであれば、変更の設置変更許可を取っていただくという方法もあるかもしれませんがもしそれをやられないのであれば、
1:28:52	この
1:28:54	本文 15 の記載が、
1:28:56	今回の改造で変わらないかという説明をしていただく必要があると思ってまして、そその変わらないということが、
1:29:05	as-isの実施、実施、実際のロジックの状態ではなくて、本当に
1:29:14	申請、既許可で想定している事象なり、解析条件で変わらないかというのは 3 番目の
1:29:24	と整理の中で説明をしていただければと思い、
1:29:28	ということかなと思います。はい。ここまでいかがでしょうか。
1:29:34	と現在のスズキです確かに、申請書の中には三つの信号のORで切り換えられるとありますので、こちらの記載上はなので、実態、何も変える必要ないというふうに思っていますけれどもちょっとその辺がわかるようにしたいと思います。
1:29:52	実際の設置許可の申請書の記載への影響の話と、実際の評価ですね解析への影響っていうその二つの観点があると思っていて、
1:30:02	記載への影響については小穴の地体構造にも変わりませんと、ということと、評価は、事実として、本当にLOCA信号、直接的なLOCA信号でやっているの、
1:30:14	評価への影響もないっていうような趣旨で、書くことになろうかと思っています。そういった趣旨でよろしかったでしょうか。
1:30:23	すいません規制庁南部ですちょっと最終的にこうこう、何て言うんすかね。
1:30:32	書けば、理解ができるというのは、こちらとして今現状思い込んでるものではなくて、
1:30:41	江藤
1:30:43	確認したいのは設置許可の、
1:30:47	要否変更がないとか、
1:30:50	その前提としての本文 10 号とかテンジウが影響、今回の変更によって影響が受けないという事実確認がちょっと今日の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:00	モニター系統図とか、
1:31:03	説明ではちょっと理解できない部分があるので、そこの追加説明をお願いしたいという、そういう趣旨です値ちなみに関連して、
1:31:12	549 ページのこの矢羽根の、
1:31:17	1 ポツの、
1:31:19	矢羽根が二つあってその下の、
1:31:23	上のところにも、インターロック。
1:31:28	の変更、変更はなくというふうに書いてあるので、
1:31:32	ここがやはり、何て言うんすかね。インターロックが変わっちゃうんじゃないかという。
1:31:39	ふうにちょっと聞こえましたので、もし実態として、
1:31:45	ロジックが変わるのであれば、549 ページの記載も、ちょっとその事実と、
1:31:53	事実関係として整合しないような気がしますので、
1:32:05	はい。よろしく申し上げます。
1:32:10	とりあえずここまでよろしいですか。
1:32:13	はい。現在のスズキです承知しました現状の記載で、本文 15 とかテンジュウへの影響とかってというのがその変更要否がちょっと見えないといったようなところと、
1:32:25	インターロックへの影響とかが変わるのではないかと、我々としてちょっと変わらないものを変えるつもりはなくてですね変わらないものだと思ってんですけども独立性がちょっと失われるような改造をすることによって何かこう、
1:32:39	変わってることにならないかといったようなご指摘だと思いますのでちょっとその辺、補足できたらと思ってます以上です。
1:32:48	宮尾ですけど、多分少し、私の認識でもし間違ったように 13 ページのように 549 ページのところの絵が悪くてですね。
1:32:57	要はね、燃料取りかえ受けロッカーんとこ ABCD っていうのがもともと既設のやつがあるんだけどこれ配管からしてるように見えるんだよね。
1:33:05	そうじゃなくてこれエリアにあるやつなので配管経由してないんだよね。
1:33:10	そういう認識ですよ。エリアで感知するので、配管系統でダクトで捨てるわけじゃないですよ。これはね。
1:33:18	ここにダクトが張ってるのは事実なんです。あのオペフロにうそでダクトのところに近くにあるのは事実なんですけど、検知しようとしてるのは、あくまでオペフローの線量アップですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:31	なので、だからこのABCDっていうのは、こっちの左側のABCDってのはエリアで感知するABCDで、右側のABC率は配管に直属についてるダクトについてるABCDなので、そのままともと独立してあったものが、
1:33:45	同じように独立して、前後変わりませんっていうのは多分説明したいんだと思うんだけどこれ配管にあるように見えちゃうので、そうすると配管で20ピックアップしてるように見えるんだけど、ダブってるように見えるんだけど、
1:33:58	そこは、その配管は這わしてるんだけどオベロン配管はあるんだけどこのロジックの説明としては、これは、こっちの左側のABCDはあくまでもエリアに設置されていて単独で、
1:34:10	そもそも配管、がダクトにも何も期待しなくてエリアでピックアップされたものが、AかBが二つで
1:34:20	いくと、こっちの右側のABCDってのは配管に直接なり出て廊下信号とかで建屋の換気空調系から吸ってくるものが、ここにピックアップされるというところの、多分整理が、この表だとよくわからないので、
1:34:33	多分その整理をしてもらって竹尾カタギリとかアマノの方から言われるように、じゃあ何が変わるのって言った時にこの体連があるので、もともと原子ダテ全員から吸っているものにプラスアルファして、燃料取りかえからするもん、このままでは独立してたので、
1:34:50	原子炉ダテ全域だけしか進まなかったんだけど、
1:34:54	ゲイ燃料取替床からも済むようになったので全体の風量としては上がるんじゃないのかという話になってるんだと思うんだけど、先ほど多分説明されたようにもともと原子炉建屋全域のところ知ってたところに、
1:35:07	SFPの吸込口とかいろんなところからある全体のバランスから見たら、この燃料取替床が追加されたとしても、全体の部分は変わりませんよと。
1:35:17	そこも調整できるんですよっていう説明がないから、何となくこれがまじってるように、なんかすごく薄まって検出されたりなんかするように見えるので、ここをちょっとしっかり書いた方がいいんじゃないかなと思います。
1:35:34	原燃の鈴木です。ありがとうございます承知しました。549ページのちょっと図の書き方ちょっと工夫したいのと、さっき片桐さんからあったようなちょっと薄まっちゃうんじゃないのとかですねその辺のところも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:45	何かちょっと注書きなのかこうだから大丈夫といったようなところ、ちょっとわかるように話したいと思います。
1:35:53	はい。ありがとうございます。規制庁の天田です。そうですね。なので、今、今の議論も踏まえてなんですけど、590ページのこの図の3を見ると、
1:36:05	そうですね
1:36:10	原子炉建屋換気系ダクトの放射線モニター検出器ABCDが、
1:36:16	四つの検出は、
1:36:21	変えないものの設置場所か。
1:36:24	変わる。設置場所というかラインが、
1:36:26	ダクトのラインが変わるということなので
1:36:30	殊、従来、これで、
1:36:34	SGTS起動とか、
1:36:37	建屋の関係の隔離をかけようとしていた
1:36:41	事象自体が、この改造後によっても、
1:36:46	それぞれ主集合体落下とか、どっかで変わらないんですよというのが、
1:36:53	確認できればいいのかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:36:57	あとちょっと別の観点で、テンパチの新旧
1:37:06	で、
1:37:10	554ページですか。
1:37:13	で、このなお書きなんですけど、
1:37:18	江藤なん。
1:37:22	換気風量の増大を行うっていうその前提として、燃料交換作業時についていうふうにあえて、
1:37:30	書かれてるんで、
1:37:32	ですけど、
1:37:34	何となく燃料集合体落下時、事故に備え備えた
1:37:41	そういう事象が発生する可能性のある作業を行う場合にはというふうにもちょっと読めるんですけど、
1:37:50	その辺りのあれですかね。
1:37:57	何でその燃料集合交換作業を、
1:38:01	行うときに
1:38:03	他のプラントとの違いも踏まえて、
1:38:06	ここは換気風量の増大が、
1:38:10	安全対策に関係ないところで、運用としてやって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:15	従ってた多重化を目的としたものではないんですよっていう説明を、
1:38:22	必要かなと思いますけど、ちょっと現状そこが、
1:38:26	ちょっとはっきりしてないので、
1:38:29	ちょっと補足いただければと思うのとあと、
1:38:32	多重化を目的としたものでないっていうことでその下の方の、
1:38:38	出入口のダクト、それぞれを2系という指定の削除ということなんですけど、
1:38:45	一方でそのあとの部分で、
1:38:48	それぞれにこの空気作動空気作動の隔離弁があってこの2個っていうのは、
1:38:56	削らない変えないってことなので、
1:39:01	ちょっと多重化を目的としたものではないことから、
1:39:08	そのダクトの方は2系統。
1:39:11	融資というのはやめると。
1:39:13	ただし、隔離弁についてはそれぞれに設置するところは変えないというところの、
1:39:20	この2点をちょっと説明お願いしたいんですけれども。
1:39:26	県連の鈴木です。
1:39:28	まず、今変更前の方ですね赤文字で書いてある、燃料交換作業時に、1台、予備を起動できるとかっていうふうに書いているのは、燃料集合体の落下とか、
1:39:43	事故に備えたものではなくて、燃料交換というのは比較的定検が始まってすぐ、要するに原子炉を停止してすぐのフェーズですねかなりあちの燃料があつてですね。
1:39:55	それを移動させるようなところで、オペフロで例えば蒸気のその発生とかですねそういったいわゆる作業環境への影響というようなことを考えたときに、
1:40:07	排気風量を多くしてあげてですね、そういった層、そういったものを上級、蒸気リッチにならないようになっていうそういう作業環境の
1:40:15	観点でそういうことができるようにもした設計というようなことで、あまり安全上云々というようなところでできたような系統ではありません東海ではこういうことをやってみたけども結局使っていないとかですね。
1:40:27	そんなようなことなのでまずはそういうような出資になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:31	それと、後者の方の先ほどの左側で言うところのそれぞれ 2 系統を有しのところについては、変更後についてはそれぞれにこの隔離弁と言っているのは、これは直列についてる隔離弁にこのことを言っています。
1:40:48	これ当然、二次格のバウンダリーにつきましては隔離弁 1 個ではなくてちゃんと二重隔離をするっていう意味合いの、2 個の隔離弁があつてというようなところですねそういう記載にしますというのは、
1:41:01	番台ケースをしっかりとしますよというような宣言をしてるつもりでした。はい。以上です。
1:41:08	はい。規制庁の天田です。ありがとうございます。理解できましたので、ちょっと 1 点目に、補足説明いただいた確かに、
1:41:20	炉停止後の直後の、
1:41:22	あれですか原子炉容器。
1:41:26	蓋を開けると蒸気がもう、もうやって出てきて、それぞれ一を懸念して、その時の環境ですか。
1:41:35	の改善を、を想定してという古藤だとすればちょっとその趣旨が、
1:41:41	読み取れるような記載をちょっと補足していただけると、
1:41:45	ありがたいと思います。はい、鈴木です。承知しましたちょっと何らかのどこ、ちょっとどこの場所に書くのがいいかってのは考えますけども、補足で入れたいと思います。
1:41:56	はい。よろしくお願いします。
1:42:01	あとは、
1:42:10	はい。とりあえず以上です。すいません。
1:42:19	規制庁ウエダです。オノさん何かありますでしょうか。
1:42:26	特にありません。
1:42:29	はい、ありがとうございます。他に何かありますか。
1:42:33	事業者の方から何かありますでしょうか。
1:42:37	以上です。現本、
1:42:40	サイトの方、いかがでしょうか。
1:42:48	はい、東海第 2 発電所です。こちらからも特段、ございません。ありがとうございます。
1:42:54	はい、ありがとうございます。
1:42:55	そうしましたら本日のヒアリングはこれにて終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。